

非行少年等の検挙・補導状況

(確定値)

区 分		平成29年	平成30年	前 年 比	
				増 減	増減率%
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	811	735	▲ 76	▲ 9.4
	犯罪少年	568	492	▲ 76	▲ 13.4
	触法少年	243	243	0	0.0
	特別法犯少年	192	173	▲ 19	▲ 9.9
	犯罪少年	161	145	▲ 16	▲ 9.9
	触法少年	31	28	▲ 3	▲ 9.7
	ぐ 犯 少 年	14	14	0	0.0
	合 計	1,017	922	▲ 95	▲ 9.3

(凡例)

非 行 少 年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
刑 法 犯 少 年	刑法犯で検挙・補導した犯罪少年及び触法少年をいう。
特 別 法 犯 少 年	特別法犯で検挙・補導した犯罪少年及び触法少年をいう。
犯 罪 少 年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
触 法 少 年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。
ぐ 犯 少 年	保護者の正当な監護に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。